

# 小規模企業共済制度の改正について

「小規模企業共済法の一部を改正する法律」の成立により、「平成23年1月1日」より新しい制度に変わります。

## 改正内容

### 加入対象者の拡大

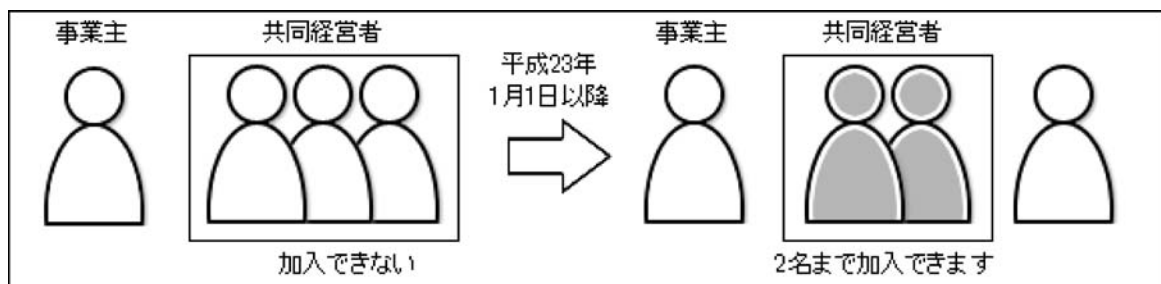
個人事業主の「共同経営者」の加入が認められることになりました。

「共同経営者」とは、個人事業に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の配偶者や後継者に加え、親族以外の方も加入することができます。

ただし、加入できる共同経営者は1事業主につき「2名」までとなります。

※共同経営者の主な要件

- ・「事業の経営において重要な意思決定をしていること、または、事業に必要な資金を負担していること」
- ・「事業の執行に対する報酬を受けていること」



### 加入要件の見直し

中小企業退職金共済(中退共)との重複加入はできなくなります。

### 共済金(解約手当金)の請求事由の見直し

個人事業の法人成りは「共済金A」から「準共済金または解約手当金」になります。

### 掛金納付月数の通算の対象拡大

配偶者または子への個人事業の譲渡の場合、「掛金納付月数の通算」が可能となります。

詳細につきましては、下記へご連絡ください。

◎お問合せ先 中小企業相談所 静岡支所 金融労働課 TEL253-5113  
清水支所 金融労働課 TEL353-3401